

淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第5条）
- 第2章 淀川管内河川レンジャー（第6条 - 第26条）
- 第3章 淀川管内河川レンジャー代表者会議（第27条 - 第35条）
- 第4章 河川レンジャー運営会議（第36条 - 第43条）
- 第5章 淀川管内河川レンジャー会議（第44条 - 第49条）
- 第6章 講座・研修（第49条 - 第53条）
- 第7章 雑則（第54条 - 第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この運営要領は、淀川河川事務所管内（以下「淀川管内」という。）において活動する淀川管内河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の運営について定めるものである。

（河川レンジャーを運営する組織）

第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。

（1）淀川管内河川レンジャー代表者会議（以下「代表者会議」という。）

（2）河川レンジャー運営会議（以下「運営会議」という。）

（3）淀川管内河川レンジャー会議（以下「レンジャー会議」という。）

2 前項各号に掲げる組織は、淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

3 第1項各号に掲げる組織間の関係は、淀川管内河川レンジャー機構図（別紙 - 1・2）に示すとおりとする。

4 第1項第2号に規定する運営会議は、次の各号に掲げる淀川河川事務所の出張所区分ごとに設置するものとする。

（1）福島・毛馬出張所

（2）枚方出張所

（3）高槻・山崎出張所（大阪府域）

（4）伏見・桂川・山崎出張所（京都府域）

（5）木津川出張所

5 前項の規定により設置した運営会議の名称は、「管内河川レンジャー運営会

議」とし、「 」には前項各号に掲げる名称を記載するものとする。

(河川レンジャーを運営する事業)

第3条 河川レンジャーを運営するための事業は、次の各号に掲げる事業をもって構成する。

- (1) 講座
- (2) 研修

(淀川管内河川レンジャー運営業務)

第4条 事務所長は、河川レンジャー及び第2条第1項各号に規定する組織並びに前条各号に規定する事業を運営するために「淀川管内河川レンジャー運営業務」(以下「運営業務」という。)の委託契約を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。

- (1) 河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用
- (2) 代表者会議、運営会議、レンジャー会議、講座及び研修の開催運営費用

第2章 淀川管内河川レンジャー

(河川レンジャーの構成)

第6条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 河川レンジャー
 - (2) 淀川管内センター河川レンジャー(以下「センター河川レンジャー」という。)
- 2 河川レンジャー及びセンター河川レンジャーは個人とする
 - 3 河川レンジャーは、第2条第4項に規定する運営会議に所属するものとする。
 - 4 第3項の規定により配属された河川レンジャーの名称は、「 管内河川レンジャー」とし、「 」には第10条に規定する担当出張所の名称を記載するものとする。

(河川レンジャーの役割)

第7条 河川レンジャーは、行政と住民との橋渡し役となって、防災学習や水防活動等の防災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。

2 河川レンジャーは、自身の知識、能力、技術及び経験の進歩に応じて、次の各号に掲げる役割を担い、前項に規定する役割を果たすものとする。

- (1) 地域住民が河川に関心を持つ機会を提供する役割
- (2) 地域住民が河川と係わる機会を拡大する役割
- (3) 地域住民（各世代間）の河川との関わりを促す役割
- (4) 地域住民との意見交換を通じて河川との関わりを定着させる役割

3 センター河川レンジャーは、第1項に規定する役割のほか、河川レンジャーとの連絡調整や河川レンジャーに関する広報を行うとともに、レンジャー会議に関する事務を担うものとする。

(河川レンジャーの活動範囲)

第8条 河川レンジャーの活動範囲は、所属する運営会議が管轄する範囲とする。ただし、活動の目的に応じて淀川水系において拡大できる。

- 2 前項ただし書きによる活動範囲の拡大を行うに当たっては、所属する運営会議又は担当出張所長の承諾を得るものとする。
- 3 センター河川レンジャーの活動範囲は、淀川水系全域とする。

(河川レンジャーの活動拠点)

第9条 第2条第4項第1号から第3号までに規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、枚方出張所構内にある枚方防災機器保管庫内に置く。

- 2 第2条第4項第4号に規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、伏見出張所構内にある庁舎別館内に置く。
- 3 第2条第4項第5号に規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、木津川出張所管内にある北河原災害待機詰所内に置く。ただし、平常時のみの利用に限る。
- 4 センター河川レンジャーの活動拠点は、枚方出張所構内にある枚方防災機器保管庫内に置く。
- 5 第1項及び第4項に規定する活動拠点は、中央流域センターと称する。
- 6 第2項に規定する活動拠点は、上流域流域センターと称する。
- 7 第3項に規定する活動拠点は、木津川出張所管内流域センターと称する。

(河川レンジャーの担当出張所)

第10条 第6条第3項の規定により配属された河川レンジャーの担当出張所は、河川レンジャーの主な活動範囲を管轄する出張所とする。

(河川レンジャーの人員)

第11条 河川レンジャーの人員は、出張所ごとに若干名とする。

- 2 センター河川レンジャーの人員は、若干名とする。

(河川レンジャーの任命基準)

第12条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。

- (1) 満18歳以上の者であること。
- (2) 地域固有の情報や知識に精通していること。
- (3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
- (4) 講座の受講を修了し、プレゼンテーションを実施し、代表者会議から河川レンジャーとして推薦されていること。
- (5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
- (6) 心身健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。
- (7) 河川レンジャーの活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。
- (8) この運営要領を遵守できること。

2 河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。

- (1) 解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)
- (2) コーディネートに関する知識と技術
- (3) 緊急時対応に関する知識
- (4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識
- (5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験
- (6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験
- (7) 郷土史への精通
- (8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験
- (9) 川の指導者(初・中・上級)としての経験
- (10) 自然観察指導員の資格
- (11) 救急・救命法受講の経験

(河川レンジャーの活動内容)

第13条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画(案)で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との橋渡し役となって、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 防災・救援・救難の推進を図る活動
自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進
- (2) 河川の環境保全を図る活動
 - イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進
 - ロ 河川環境のモニタリング
 - ハ 水質改善のための啓発活動
- (3) 河川の適正な利用の推進を図る活動

- イ 河川利用者への安全指導
 - ロ 不法投棄の状況把握
 - ハ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習
- (4) 節水意識の普及・啓発活動
 - (5) 日常的な河川管理活動
 - 河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進
 - (6) 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動
 - (7) 河川行政と地域・住民・住民団体とのコーディネートを図る活動
 - (8) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動
 - (9) 川の人材を育成する活動
 - (10) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信
- 2 河川レンジャーは、活動を通して、第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーとしてふさわしい活動を運営会議に提案することが出来る。
 - 3 センター河川レンジャーは、第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、総括的活動及び河川レンジャーの活動支援を行うものとする。
 - 4 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。
 - 5 河川レンジャーは、別途定める「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領施行細則」(以下「運営細則」という。)で定められた「活動の目安となる数値指標」を目標として活動しなければならない。

(河川レンジャーの審査及び推薦)

- 第14条 代表者会議は、講座の受講を修了し、河川レンジャーの審査を申請し、プレゼンテーションを実施した者を対象として、別途定める「淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、公平中立な立場で審査を行い、河川レンジャーとして推薦する者を決定するものとする。
- 2 代表者会議は、前項の規定により河川レンジャーとして推薦する者を決定したときは、該当する運営会議に推薦するものとする。

(河川レンジャーの任命)

- 第15条 運営会議は、前条第2項の規定により河川レンジャーの推薦を受けたときは、河川レンジャーとして任命するものとする。
- 2 運営会議は、前項の任命を行ったときは、事務所長及び代表者会議に報告するものとする。
 - 3 センター河川レンジャーは、第4条に規定する運營業務の受託者(以下「運營業務受託者」という。)が選出し、事務所長が任命する。事務所長は、センター河川レンジャーを任命したときは、代表者会議及び各運営会議に報告する。

(河川レンジャーの解任及び辞任)

第16条 運営会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、審議を行い、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。

(1) 活動の意志がないと認められるとき。

(2) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき。

(4) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ったとき。

(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められたとき。

(6) その他この運営要領に違反したと認められるとき。

2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、解任のための提案を承認するものとする。

3 運営会議は、前項の承認後に、当該河川レンジャーを解任するものとする。

4 運営会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長の了承を得て、当該河川レンジャーの辞任を了承する。

5 運営会議は、第3項の解任又は第4項の辞任の了承を行ったときは、代表者会議に報告するものとする。

6 運営会議は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。

(河川レンジャーの任期)

第17条 新任の河川レンジャーは、任命から1年を達した日以後における最初の3月31日までを任期とし、これを試行期間とする。

2 再任の河川レンジャーは、再任された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間を任期とする。

3 センター河川レンジャーの任期は定めないものとする。

(河川レンジャーの再任)

第18条 河川レンジャーは、2回を越えて再任されない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。

(1) 地域住民との意見交換を通じて河川との関わりを定着させる役割を担っている者又は担うことが十分に期待できる者

(2) 所属する運営会議において、他に同等の活動を担う河川レンジャーが存在していない者で継続することが不可欠な活動を行っている者

2 運営会議事務局は、任期が満了となる河川レンジャーに対して、任期が満了となる年の1月末日までに再任の意志を確認しなければならない。

3 1回目の再任の意志が認められた新任の河川レンジャーは、運営会議において試行期間の活動状況から、継続が妥当であると認められたときは再任する。

- 4 2回目の再任の意志が認められた河川レンジャーは、運営会議において再任の妥当性を確認したうえで、代表者会議が再任の可否の審査及び再任の決定を行い、運営会議が代表者会議の議に基づき再任する。
- 5 第1項ただし書きに該当する河川レンジャーの再任は、前項の再任手続きを準用する。
- 6 運営会議は、第3項から第5項までの再任を行ったときは、事務所長及び代表者会議に報告するものとする。

(年間活動計画の作成・提出・決定)

- 第19条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、活動前年度の1月末日までに担当出張所長に提出しなければならない。
- 2 担当出張所長は、前項の年間活動計画を確認し、事務所長の承認を経て、運営会議に提出するものとする。
 - 3 運営会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画の内容を確認し、年間活動計画を決定するものとする。
 - 4 河川レンジャーは、第3項の規定により決定した年間活動計画を必要に応じて変更することができるものとする。ただし、年間活動計画(変更)を担当出張所長に提出し、事前に承諾を得て、事後に運営会議の承認を得るものとする。
 - 5 センター河川レンジャーは、必要に応じて年度ごとの年間活動計画を作成し、事務所長の承認を経て、該当する運営会議に報告するものとする。

(活動報告)

- 第20条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等を運営会議に報告しなければならない。また、必要に応じて代表者会議にも報告しなければならない。
- 2 河川レンジャーは、運営細則に基づき、活動日誌を担当出張所長に提出しなければならない。

(河川レンジャーの身分)

- 第21条 河川レンジャーの身分は、原則として、運營業務受託者からの委嘱者とする。
- 2 センター河川レンジャーの身分は、原則として、運營業務受託者の職員等とする。

(河川レンジャーの報酬等)

- 第22条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。
- 2 河川レンジャーの報酬月額、は、運営細則の規定によるものとする。ただし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。
 - 3 交通費等は、運営細則の規定によるものとする。
 - 4 河川レンジャーとしての活動が月間中に無い場合は、報酬を支給しないものと

する。

5 センター河川レンジャーの報酬は、運營業務受託者の定めによるものとする。

6 河川レンジャーは、第12条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められたとき又は第16条第1項第2号及び同条同項第4号並びに同条同項第5号に規定する解任事項が認められたときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならない。

(経費及び報酬等の支払い)

第23条 第5条第1項に規定する経費、前条第1項及び第2項に規定する報酬並びに前条第3項に規定する交通費等は、運営細則に基づいて運營業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。

2 センター河川レンジャーの報酬及び交通費等は、運營業務受託者の定めによって支払われるものとする。

(保険の加入)

第24条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第19条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び協力スタッフ並びに当該活動参加者を対象とした傷害保険(レジャー保険等)、本人及び協力スタッフを対象とした賠償責任保険に加入しなければならない。

2 前項の傷害保険(レジャー保険等)及び賠償責任保険への加入手続きは、運營業務受託者が責任を持って行わなければならない。

3 運營業務受託者は、前項の保険への加入に当たっては、運営細則で定められている保障内容を充たす契約であることを証明し、事務所長から承諾を得なければならない。

(事故の責任)

第25条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第19条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で運營業務受託者が負うものとする。

(河川レンジャーへの支援)

第26条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを後方から支援するものとする。

第3章 淀川管内河川レンジャー代表者会議

(代表者会議の役割)

第27条 代表者会議は、運営会議及びレンジャー会議が活力ある組織として力を発揮でき、河川レンジャーを定着させ、発展させるよう、河川レンジャーの取り組みを統括する組織として、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 河川レンジャーの仕組み、基準及び連携強化方策に関する検討・策定
- (2) 新規河川レンジャー展開計画の承認
- (3) 運営会議又はレンジャー会議若しくは河川管理者から報告又は提案された事項の検討
- (4) 河川レンジャーの審査申請の受付及び審査に用いる情報の収集並びにプレゼンテーションの開催
- (5) 河川レンジャーの審査を申請した者の審査及び河川レンジャーに推薦する者の決定並びに運営会議への推薦
- (6) 河川レンジャーの再任審査及び再任の決定並びに運営会議への再任要請
- (7) 河川レンジャーへの指導及び助言
- (8) 河川レンジャーへの支援方策の検討及び支援
- (9) その他必要と認められる事項

(代表者会議の構成)

第28条 代表者会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 学識経験者等 | 3名 |
| (2) 運営会議代表者 | 5名 |
| (3) 運営会議代表河川レンジャー | 5名 |
| (4) レンジャー会議座長(センター河川レンジャー) | |
| (5) 自治体代表(大阪府・京都府・大阪市・京都市) | 4名 |
| (6) 淀川河川事務所長 | |

(代表者会議の組織)

第29条 代表者会議の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。

- 2 前条第1号に規定する委員は、事務所長が選任する。
- 3 前条第5号に規定する委員は、事務所長が自治体の長又は河川担当部局等に選任を依頼する。
- 4 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、河川レンジャーは、第17条各項に規定する任期に準じる。
- 5 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 6 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を

継続する。

- 7 代表者会議に会長及び副会長を置き、前条第1号から第3号までの委員から、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会長は、会務を総理する。
- 9 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 10 前条第1号を除く委員については、代表者会議への代理出席を認めるものとする。ただし、第14条第1項に規定する河川レンジャーの推薦を審査・決定するときは、プレゼンテーションに出席した者又は記録映像を視聴した者でなければならない。
- 11 代表者会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、第14条第1項に規定する河川レンジャーの推薦を審査・決定するとき、第18条第4項及び第5項に規定する河川レンジャーの再任を審査・決定するときは、第28条第3号及び第4号の委員は、議決権を持たないものとする。

(代表者会議の運営)

- 第30条 代表者会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。
- 2 代表者会議は、必要があると認めるときは、代表者会議に必要とする者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 3 運営会議代表者が代表者会議又はプレゼンテーションへの出席が困難なときは、第38条第12項の規定に基づき、運営会議代表者があらかじめ指名する運営会議委員又は運営会議座長が代理出席しなければならない。
 - 4 運営会議代表河川レンジャーが代表者会議又はプレゼンテーションへの出席が困難なとき、若しくは再任審査の該当者であるときは、第38条第13項の規定に基づき、運営会議代表河川レンジャーが指名する河川レンジャーが代理出席しなければならない。

(代表者会議の情報公開及び守秘義務)

- 第31条 代表者会議は、原則として、公開とする。ただし、第14条第1項に規定する河川レンジャーの推薦を審査・決定するとき並びに第18条第4項及び第5項に規定する河川レンジャーの再任を審査・決定するときは、非公開とする。
- 2 代表者会議事務局は、代表者会議を開催するに当たっては、事前に淀川河川事務所及び淀川管内河川レンジャーのホームページに開催の案内を掲示するものとする。
 - 3 代表者会議事務局は、代表者会議の開催後には、議事要旨及び議事録並びに配付資料を前項のホームページで公開する。ただし、非公開に係わる部分は、該当者の権利利益を害する恐れのある情報を含まない結果を公開する。
 - 4 委員及び代表者会議事務局は、非公開に係わる情報について、守秘義務を負うものとする。

(代表者会議の非公開会議に係る情報開示)

第32条 代表者会議は、非公開に係わる部分の情報開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。

(代表者会議の開催)

第33条 代表者会議の開催は、会長が招集する。

2 代表者会議事務局は、原則として代表者会議を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した代表者会議開催の通知をしなければならない。

3 代表者会議事務局は、原則として、代表者会議資料を代表者会議の開催日まで各委員あてに送付しなければならない。ただし、第31条第1項ただし書きの審査に係わる資料は送付しないものとする。

(プレゼンテーションの開催)

第34条 代表者会議は、講座の受講を修了し、河川レンジャーの審査の申請を受け付けた者を対象として、審査要領に基づき、審査に用いる情報を収集することを目的としたプレゼンテーションを開催するものとする。

2 プレゼンテーションは、原則として、講座の最終日から4週間後を目処として開催するものとする。ただし、特別な事情により、事務所長が代表者会議会長の了承を得たときは、この限りでない。

3 代表者会議事務局は、プレゼンテーションの開催に当たっては、講座の受講者に対し、開催日時、開催場所及び開催内容等を周知しなければならない。

(代表者会議の事務局)

第35条 代表者会議の運営のために代表者会議事務局を置く。

2 代表者会議事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び運營業務受託者とする。

第4章 河川レンジャー運営会議

(運営会議の役割)

第36条 運営会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定する。

(1) 運営会議に所属する河川レンジャーの活動計画、活動報告、支援方策及び展開計画(案)

(2) 運営会議に所属する河川レンジャーに対する指導・助言・意見・支援

- (3) 代表者会議への提案
- (4) 運営会議に所属する河川レンジャーの任命・再任の妥当性確認・再任・解任の審議・解任・辞任の了承
- (5) その他必要と認められる事項

(運営会議の構成)

第 3 7 条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 地元見識者 若干名
- (2) 河川レンジャー 全員
- (3) センター河川レンジャー 担当者
- (4) 沿川自治体 各 1 名
- (5) 担当出張所長 各 1 名

2 前項第 4 号に規定する沿川自治体は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されている自治体とする。

(運営会議の組織)

第 3 8 条 運営会議の委員は、前条第 1 項各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。

- 2 前条第 1 号の委員は、事務所長が選任する。
- 3 前条第 4 号の委員は、事務所長が自治体の長又は河川担当部局等に選任を依頼する。
- 4 委員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。ただし、河川レンジャーは、第 1 7 条各項に規定する任期に準じる。
- 5 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 6 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。
- 7 運営会議に代表者を置き、前条第 1 項第 1 号の委員から、委員の互選によりこれを定める。
- 8 運営会議に河川レンジャー代表を置き、前条第 1 項第 2 号の委員から、委員の互選によりこれを定める。
- 9 代表者及び河川レンジャー代表の任期は、選任された年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 1 0 運営会議の議事進行のため、座長を置くことができるものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 1 1 代表者は、会務を総理する。
- 1 2 代表者に事故があるときは、代表者があらかじめ指名する委員又は座長がその職務を代理する。
- 1 3 河川レンジャー代表に事故があるときは、河川レンジャー代表があらかじめ

指名する河川レンジャーがその職務を代理する。

14 前条第1項第4号の委員については、運営会議への代理出席を認めるものとする。

15 運営会議は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、第16条第1項に規定する河川レンジャーの解任を審議するとき、第18条第3項から第5項に規定する河川レンジャーの再任の妥当性を確認するときは、第37条第1項第2号及び第3号の委員は、議決権を持たないものとする。

(運営会議の運営)

第39条 運営会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。

2 河川レンジャーは、第16条第1項に規定する河川レンジャーを解任する審議及び第18条第3項から第5項に規定する河川レンジャーを再任する審議の該当者となるときは、運営会議への出席を認めないものとする。

3 運営会議は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されていない沿川自治体に対し、オブザーバーとしての参加を求めることができる。

(運営会議の情報公開及び守秘義務)

第40条 運営会議は、原則として、公開とする。ただし、第16条第1項に規定する河川レンジャーの解任を審議するとき及び第18条第3項から第5項に規定する河川レンジャーの再任の妥当性を確認するとき並びに第16条第6項に規定する弁明の機会を開催するときは、非公開とする。

2 運営会議事務局は、議事要旨及び配付資料を淀川管内河川レンジャーのホームページ等で公開する。ただし、非公開に係わる部分は、該当者の権利利益を害する恐れのある情報を含まない結果を公開する。

3 委員及び運営会議事務局は、非公開に係わる情報について、守秘義務を負うものとする。

(運営会議の非公開会議に係る情報開示)

第41条 運営会議は、非公開に係わる部分の情報開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。

(運営会議の開催)

第42条 運営会議の開催は、代表者が招集する。

2 運営会議事務局は、運営会議を開催するに当たっては、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した運営会議開催の通知をしなければならない。

(運営会議の事務局)

第43条 運営会議の運営のために運営会議事務局を置く。

- 2 運営会議事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び担当出張所の担当職員並びに運營業務受託者とする。

第5章 淀川管内河川レンジャー会議

(レンジャー会議の役割)

第44条 レンジャー会議は、河川レンジャーとしてふさわしい活動の推進及び河川レンジャーによる自主的な運営を目指して、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 活動内容の確認
- (2) 活動を進めていくうえでの問題点、課題及び経験等の意見交換
- (3) 新たな活動の抽出
- (4) 技能や能力の向上への取り組み
- (5) 講座及び研修の企画・運営
- (6) その他必要と認められる事項

(レンジャー会議の構成)

第45条 レンジャー会議は、次の各号に掲げる者及びオブザーバーをもって構成する。

- (1) 河川レンジャー 全員
- (2) センター河川レンジャー 全員
- 2 オブザーバーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 河川レンジャーを退任された有志者
 - (2) 淀川河川事務所の担当職員
 - (3) 運營業務受託者

(レンジャー会議の組織)

第46条 レンジャー会議に座長を置き、センター河川レンジャーから、互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名するセンター河川レンジャーがその職務を代理する。ただし、他にセンター河川レンジャーがいないときは、河川レンジャーから指名するものとする。
- 4 レンジャー会議は、必要に応じて部会を置くことができるものとする。
- 5 部会の組織、運営、その他必要な事項については、運営細則に別途定めるものとする。

(レンジャー会議の運営)

第47条 レンジャー会議は、必要に応じて随時開催する。

(レンジャー会議の開催)

第48条 レンジャー会議の開催は、座長が招集する。

- 2 座長は、レンジャー会議を開催するに当たっては、事前に開催内容について、他のセンター河川レンジャー、淀川河川事務所の担当職員及び運營業務受託者と協議を行うものとする。

第6章 講座・研修

(講座及び研修の役割)

第49条 講座は、一般及び河川レンジャーを目指す者を対象に「淀川を知り、河川レンジャーの立場で淀川を考える」をテーマとした講義と実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。

- (1) 淀川に関心を持ち、愛護する人材の育成
- (2) 河川レンジャーの基礎的知識及び技術の付与
- (3) 淀川に関する知識の付与
- (4) 河川レンジャーの募集

- 2 研修は、河川レンジャーとしてふさわしい幅広い分野の活動の推進及び活動水準の向上を図るため、河川レンジャーを対象に河川レンジャーとしての技能や能力を向上させることを目的とする。

(講座の構成)

第50条 講座は、淀川発見講座及びレンジャー養成講座で構成する。

- 2 淀川発見講座は、淀川への関心と愛護心を促し、河川レンジャーへの興味と志望する動機を与えるための講座とする。
- 3 レンジャー養成講座は、淀川で河川レンジャーとして活動していくための基礎的な知識と技術を得るための講座とする。

(講座の受講要件及び研修の受講対象者)

第51条 淀川発見講座の受講者は、淀川流域在住の満18歳以上の者であって、次の各号に掲げる何れかの条件に該当する者とする。

- (1) 公募により受講を受け付けた者
- (2) 地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者

2 レンジャー養成講座の受講者は、淀川発見講座の受講を修了した者とする。

- 3 研修の受講者は、河川レンジャーとする。ただし、必要があると認めるときは、河川レンジャーの協力スタッフや一般住民等も受講することができるものとする。

(講座及び研修の企画・運営)

第52条 講座は、原則として、年1回の開催とする。

2 研修は、必要に応じて随時開催する。

3 講座及び研修の企画・運営は、レンジャー会議の部会が行う。

4 講座及び研修の講師は、講義内容及び実習内容に応じて選任する。

(講座及び研修の開催)

第53条 講座及び研修は、淀川河川事務所及びレンジャー会議の部会が開催する。

2 淀川河川事務所は、講座の開催に当たっては、講座内容及び実施概要の広報を行わなければならない。

3 センター河川レンジャーは、研修の開催に当たっては、河川レンジャー等に対し、開催日時、開催場所及び研修内容を周知しなければならない。

第7章 雑則

(細則等)

第54条 事務所長は、この運営要領の実行に必要な次の各号に掲げる細則等を別途定めるものとする。

(1) 淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領施行細則

(2) 淀川管内河川レンジャー(試行)審査要領

(運営要領の改正)

第55条 この運営要領を改正するときは、代表者会議において改正内容を検討し、代表者会議からの提案を受けて事務所長が行う。

附 則

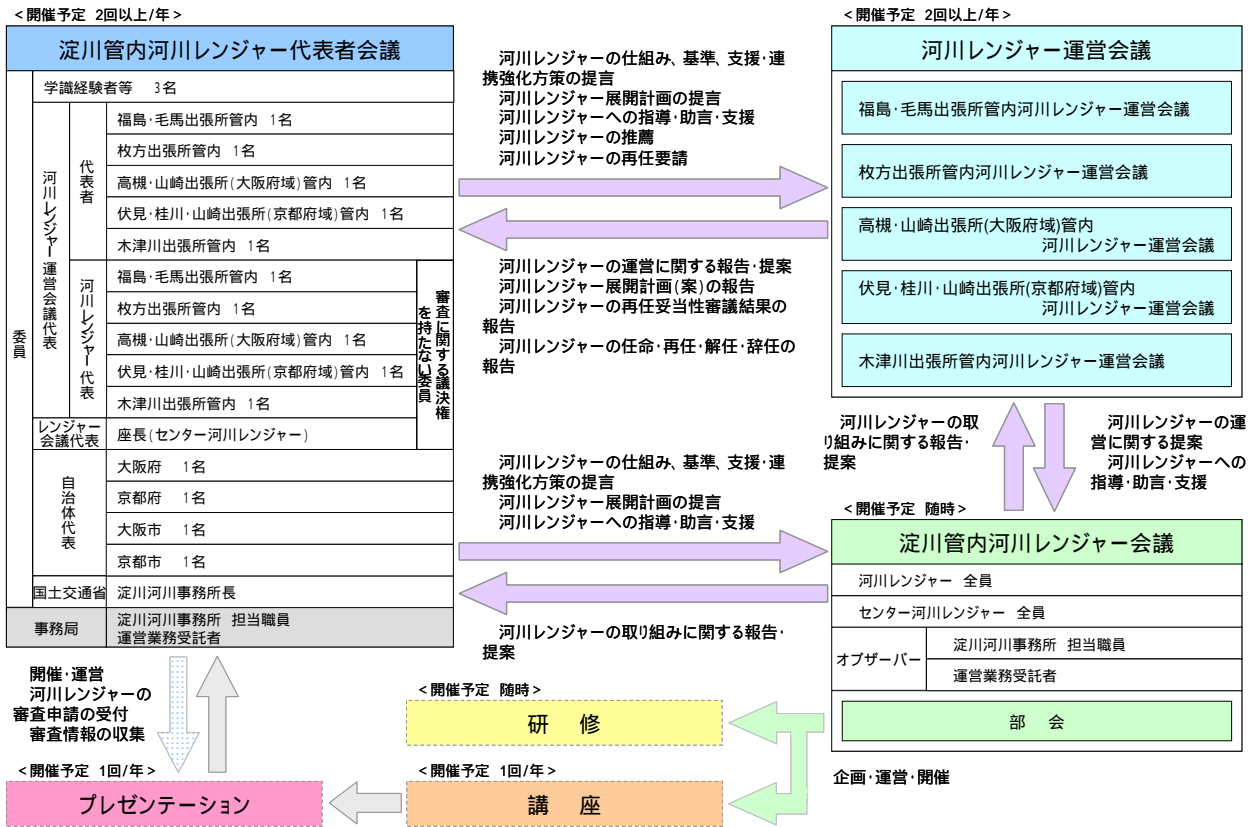
この要領は、平成16年12月10日から施行する。

改正 平成18年3月8日

改正 平成19年3月23日

改正 平成21年2月4日

淀川管内河川レンジャー機構図（別紙 - 1）



淀川管内河川レンジャー機構図（別紙 - 2）

